

稲城市地域包括ケア計画

稲城市高齢福祉計画（第5次）

介護保険事業計画（第10期）

公募型プロポーザル実施要領

- 1 **業 務 名** 稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢福祉計画（第5次）・介護保険事業計画（第10期））策定支援等業務委託
- 2 **業 務 内 容** 稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢福祉計画（第5次）・介護保険事業計画（第10期））策定支援等業務委託仕様書のとおり
- 3 **委 託 期 間** 令和7年契約締結日翌日から令和9年3月31日まで
- 4 **契約限度額** 総額 10,422,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする
（うち、令和7年度分 4,375,000円（消費税及び地方消費税を含む。）、
令和8年度分 6,047,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を
上限とする。消費税率10%とする）
- 5 **実 施 形 式** 公募型プロポーザル方式

6 実施日程

(1) 募集開始日	令和7年5月19日(月)
(2) 参加申込書提出期限	令和7年6月4日(水)
(3) 質問受付期間	令和7年5月19日(月)～令和7年6月4日(水)
(4) 質問回答期限	令和7年6月10日(火)
(5) 企画提案書等の提出期限	令和7年6月18日(水)
(6) 一次審査の結果通知	令和7年7月上旬
(7) プレゼンテーション	令和7年7月中旬
※ プレゼンテーションの順番については、企画提案書提出順とする。	
(8) 二次審査結果通知	令和7年7月下旬

※ただし、各実施日については事務上の都合により変更する場合がある。

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 参加申込時において、国税及び地方税を滞納していない者。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、その構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営又は運営に関係していないこと。
- (4) プロポーザル参加募集日から受託者確定日までの期間、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す

る法律（昭和二十二年法律第五十四号）第61条の規定に基づく排除措置命令若しくは第62条の規定に基づく課徴金納付命令、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (5) プロポーザル参加募集日から受託者確定日までの期間、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査サービスにおける申請業種「125 市場・補償鑑定関係調査業務」の有効な入札参加資格を有していること。
- (6) プロポーザル参加募集日から受託者確定日までの期間、稲城市指名業者停止措置要綱（平成24年1月27日市長決裁）の規定による停止措置を受けていない者。
- (7) 市町村第9期介護保険事業計画策定支援の契約実績を有していること。また、厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』に精通し、現状分析、将来推計、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ登録等の活用が出来ること。
- (8) 参加申込時において、プライバシーマーク（JISQ15001）認証又は情報セキュリティマネジメント（ISO/JIS27001）認証を取得していること。

8 参加意思の確認方法

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加申込書（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年6月4日（水）午後5時必着
- (2) 提出先：「16 問い合わせ、企画提案書等提出先」参照
- (3) 提出方法：持参（平日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。なお、郵便事故等について、稲城市（以下「市」という。）は、その責を負わない。
- (4) 辞退表明：参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第2号）を提出すること。提出先は「16 問い合わせ、企画提案書等提出先」参照。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第3号）により、電子メールで受付を行う。

- (1) 提出期限：令和7年6月4日（水）午後5時必着
- (2) 回答：質問に対する回答は、令和7年6月10日（火）までに、参加申込みを行ったすべての事業者へ電子メールで回答する。

10 企画提案書の提出等について

- (1) 提出期限：令和7年6月18日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法：持参（平日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。分割提出は認めない。なお、郵便事故等について、市は、その責を負わない。

(3) 提出先：「16 問い合わせ、企画提案書等提出先」参照

(4) 提出書類

ア 企画提案提出届（様式第4号）

※ 業務体制（管理責任者、担当者、会社としての業務サポート体制等）を記載すること。

イ 会社概要（任意様式、会社パンフレット可）

ウ 契約実績表（様式第5号）

※ 第8期以降の市町村介護保険事業計画策定支援業務の契約実績を記載すること。アンケート調査業務のみは実績として認めない。また、関連会社の実績は含めないこと。

エ 担当者経歴書（様式第6号）

オ 企画提案書（任意様式）

※ 詳細は下記(5)を参照

カ 見積書（任意様式）

※ 企画提案書に記入する内容を踏まえ、本業務に係る経費とし、積算にあたっての根拠等を明示すること。年度別の見積額を記載すること。

キ プライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメント（ISO/JIS27001）の認証書の写し。いずれも取得済みの場合は、その両方の写し。

(5) 企画提案書作成について

ア 体裁は原則A4版（A3版折込可）片面印刷とし、横書きとする。なお、白黒・カラーいずれも可とする。

イ 枚数制限は25ページ以内（ページ番号を付すること）とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。

ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

エ 業務実施フロー及び工程表（スケジュール）を記載すること。

オ 「4 契約限度額」の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた項目以外であっても提案可能とする。

カ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。

キ 略語や専門用語については、脚注を付記すること。

(6) 作成部数

正本1部及び副本9部（正本コピー可）を提出すること。なお、副本9部については、匿名性を確保するため、参加申込事業者の名称、所在地、代表者名、ロゴマーク等について、マスキング（匿名化）処理を施すこと。

(7) 企画提案書の修正

提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

11 審査方法

市に企画提案選定委員会を設置し、審査を行う。ただし、提出書類の確認の結果、見積書の総

額及び年度毎の見積額が「4 契約限度額」の上限を超えている場合及び「7 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

12 企画提案の選定

(1) 一次審査

一次審査は、別途定める事業者選定評価基準に基づき提出書類について審査をして点数化し、評価点の上位3社程度を一次審査通過者とする。一次審査の結果については、令和7年7月上旬頃、書面にて通知する。審査経過及び審査結果について、いかなる問い合わせにも応じない。

(2) 二次審査

二次審査は、参加申込事業者によるプレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき審査をして点数化し、一次審査による評価点との合計得点により総合的に審査する。

ア 日時：令和7年7月中旬

イ 場所：市が指定する場所

ウ 設備：机・椅子・プロジェクター・スクリーン（一面）は、市が用意するが、それ以外の必要な機材一式は提案者が用意すること。

エ 内容：参加申込事業者による企画提案書の説明（20分）及び質疑応答（10分程度）。説明及び質疑応答は非公開とする。

オ 説明者：3名以内。説明者及び質疑応答の回答者は、当該業務に携わる予定の主担当者が行うこと。

カ 審査結果の通知：令和7年7月下旬頃、書面にて通知する。審査経過及び審査結果について、いかなる問い合わせにも応じない。

キ その他：説明は、提出された企画提案書を基に実施するものとし、追加資料の配布はできない。

(3) 選定

審査の結果、最高得点を獲得した参加申込事業者を委託契約予定者として選定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、企画提案選定委員会の協議により選定する。

市は、契約予定者として選定された者と業務の詳細等を協議のうえ、改めて見積書を徴取し、随意契約を締結する。また、最高得点者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

(4) 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページに掲載する。掲載内容は、選定した事業者名及び当該事業者の合計得点、並びに他の参加申込事業者の合計得点とする。

13 選定評価基準の主項目

- ・ 提案内容
- ・ 実施体制
- ・ 業務受注実績

- ・ 見積金額
- ・ 情報資産保護体制
- ・ プレゼンテーションの内容

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、企画提案選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに関する一連の資料は、稲城市情報公開条例（平成14年条例第30号）に基づき、公開される場合がある。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) 提出書類における虚偽の記載、又は著しく信義に反する行為等により本プロポーザル参加を失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、参加者は異議を申し立てることはできない。
- (8) 参加申込事業者が1社の場合においても審査を実施する。
- (9) 評価基準による参加申込事業者の評価点が6割を超えなかったときは、契約を締結しない。
- (10) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

16 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署：稲城市 福祉部 高齢福祉課 介護保険係（担当：新城(しんじょう)・三輪(みわ)）

住 所：〒206-8601 稲城市東長沼2111番地

電 話：042-378-2111（内線：282、283）

F A X：042-378-5677

E-Mail：koureifukushi@city.inagi.lg.jp

以下余白